

特許出願の非公開に関する制度における
適正管理措置に関するガイドライン
(第1版)

令和5年12月

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

目 次

はじめに	1
1 適正管理措置の概要	2
2 組織的管理措置	4
2-1 保全情報管理責任者の指名	5
2-2 情報取扱者の責務及び業務の明確化	6
2-3 管理簿の整備	7
2-4 営業秘密として取り扱うこと	8
2-5 規程の策定等	9
2-6 発明共有事業者の規程の指定特許出願人による確認	11
2-7 保全対象発明情報の漏えい等に対する事務処理体制の整備	11
2-8 保全対象発明情報の漏えい等の発生報告	13
3 人的管理措置	14
3-1 情報取扱者の範囲の限定	14
3-2 情報取扱者の追加	16
3-3 情報取扱者の規程遵守	16
3-4 情報取扱者への教育及び訓練	17
4 物理的管理措置	19
4-1 取扱・保管区域の特定及び立入りの管理・制限	20
4-2 保全対象発明情報文書等の保管	22
4-3 保全対象発明情報文書等の複製又は製作	23
4-4 保全対象発明情報文書等の持ち出し	23
4-5 保全対象発明情報文書等の廃棄	24
4-6 その他の盗難・紛失防止措置	25
5 技術的管理措置	26
5-1 電子計算機上のアクセス制限	26
5-2 不正アクセスの防止措置	27
5-3 その他電子計算機における漏えい防止措置	29

【凡例】

特に指定がない場合、本文中において使用する用語は、法及び内閣府令において使用する用語の例によるほか、本文中の略語は下記を意味するものとする。

法： 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

内閣府令： 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令（令和5年内閣府令第78号）

適正管理措置： 法第75条に規定する保全対象発明の適正管理措置

はじめに

特許出願の非公開に関する制度における保全対象発明の適正管理措置については、法及び内閣府令において必要な事項が定められており、本文書はこれらについて解説するものです。

1 適正管理措置の概要

法第75条（保全対象発明の適正管理措置）

- 1 指定特許出願人は、保全対象発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理することその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じ、及び保全対象発明に係る情報の取扱いを認めた事業者（以下この章において「発明共有事業者」という。）をして、その措置を講じさせなければならない。
- 2 発明共有事業者は、指定特許出願人の指示に従い、前項に規定する措置を講じなければならない。

内閣府令第10条（法第75条第1項の内閣府令で定める措置）

法第七十五条第一項の内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一～四 略

- 特許出願の非公開に関する制度における保全対象発明に係る情報の適正管理は、法第75条において指定特許出願人及び発明共有事業者は内閣府令で定める適正管理措置を講じなければならない旨を規定し、内閣府令第10条において適正管理措置の具体的な内容を規定しています。
- この適正管理措置を講ずる主体は、指定特許出願人及び発明共有事業者であり、それぞれが事業者単位で措置を講じることが求められます。具体的には、内閣府令第10条のうち、第1号へ及びチは、指定特許出願人と発明共有事業者とで差異がある措置であり、それ以外は全て、指定特許出願人と発明共有事業者に共通する措置です。
これにより、指定特許出願人及び発明共有事業者が、それぞれ自らの事業者内において保全対象発明に係る情報を取り扱う者（以下「情報取扱者」という。）を適切に管理して保全対象発明に係る情報の漏えいの防止に努めることを明確にしています。
- 具体的な措置として、内閣府令では次の措置を定めています。
組織的管理措置・・・組織体制の整備など
人的管理措置・・・情報取扱者の管理や教育など
物理的管理措置・・・情報を取り扱う区域の限定や情報の保管、複製、持ち出し、廃棄など
技術的管理措置・・・電磁的記録（電子データ）のアクセス制御や不正アク

セス防止など

- 指定特許出願人及び発明共有事業者が講じなければならない適正管理措置の準備には一定の期間を要することが想定されます。そのため、保全指定を受けたときは、本ガイドラインを活用して、速やかに適正管理措置の整備を完了するように努めて下さい。

適正管理措置の具体的な内容については、次項以降で解説します。

2 組織的管理措置

内閣府令第10条（法第75条第1項の内閣府令で定める措置）

- 一 組織的な情報管理に関する措置として次に掲げるもの
 - イ 保全対象発明に係る情報（発明共有事業者が講ずる措置については、指定特許出願人が取り扱うことを認めた保全対象発明に係る情報に限る。以下この条において「保全対象発明情報」という。）を取り扱う者（以下この条において「情報取扱者」という。）を適正に管理するとともに、保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者（以下この条において「保全情報管理責任者」という。）を指名すること。
 - ロ 保全情報管理責任者及びその他の情報取扱者の責務及び業務を明確にすること。
 - ハ 保全指定の期間、保全情報管理責任者及びその他の情報取扱者並びにこれらであった者の氏名、実施の許可の状況その他保全対象発明情報を適正に管理するのに必要な情報を記載した管理簿を整備すること。
- 二 保全対象発明情報を営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱うこと。
- ホ 保全対象発明情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、保全対象発明情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
- ヘ 発明共有事業者がホの規程を策定し、又はこれを変更する場合にあっては、あらかじめ、指定特許出願人の確認を受けること。
- ト 保全対象発明情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備すること。
- チ 保全対象発明情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、指定特許出願人にあっては内閣総理大臣に、発明共有事業者にあっては指定特許出願人に、直ちにその旨を報告すること。

- 組織的管理措置として、指定特許出願人及び発明共有事業者は、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- 保全情報管理責任者の指名（内閣府令第10条第1号イ）
- 情報取扱者の責務及び業務の明確化（同号ロ）
- 管理簿の整備（同号ハ）
- 営業秘密として取り扱うこと（同号ニ）
- 規程の策定等（同号ホ）
- 発明共有事業者の規程の指定特許出願人による確認（同号ヘ）

- 保全対象発明情報の漏えい等に対する事務処理体制の整備（同号ト）
- 保全対象発明情報の漏えい等の発生報告（同号チ）

2-1 保全情報管理責任者の指名

イ 保全対象発明に係る情報（発明共有事業者が講ずる措置については、指定特許出願人が取り扱うことを認めた保全対象発明に係る情報に限る。以下この条において「保全対象発明情報」という。）を取り扱う者（以下この条において「情報取扱者」という。）を適正に管理するとともに、保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者（以下この条において「保全情報管理責任者」という。）を指名すること。

（規定の意義）

- 本規定は、情報取扱者（3-1参照）の管理や情報の漏えい防止のための様々な措置について、一元的、かつ、責任をもって措置を実施させるため、事業者ごとに保全情報管理責任者を指名すべきことを定めています。
- 「保全対象発明に係る情報」は、法第75条第1項で用いられている語ですが、法第74条等の「保全対象発明の内容」とも同義であり、要するに、開示禁止の対象たる発明の内容に係る情報を指します。
したがって、保全指定を受けたという外形的事実や、保全対象発明の構成要件を示していない抽象化された概要情報などは、保全対象発明に係る情報（保全対象発明情報）には当たりません。
もっとも、そうした開示禁止の対象から外れる周辺情報であっても、保全対象発明情報への不正なアクセスの試みを防止する観点から、広く知れ渡るのはあまり望ましくないといえます。

（運用上の留意事項）

- 指定特許出願人及び発明共有事業者は、情報の漏えいを防止するために必要な知識や経験を有するなど、責任を全うできることが期待できる者を保全情報管理責任者として指名する必要があります。
- この保全情報管理責任者は、他の情報取扱者の管理を含む保全対象発明情報の管理事務全般を実効的に行うことが求められるため、相応の権限ないし地位を有する者が指名されることが望まれます。

- 事業者内において、自社の保全情報管理責任者が誰であるのかを情報取扱者が認識できるようにする必要があります。
- 保全情報管理責任者は、保全対象発明情報の管理を一元的に担うという役割に照らし、一つの保全対象発明に対して一人に限られます。

なお、保全情報管理責任者の補助者を置くことを妨げるものではありません。ただし、補助者はあくまで保全情報管理責任者を補助する立場であって保全情報管理責任者に代わる者ではないので、第2号ロの確認や第3号ハ及びビの承認のように本条において保全情報管理責任者が行うことを明示している判断について、これを取り次ぐことはできても、保全情報管理責任者に代わってこれを行うことはできません。

2-2 情報取扱者の責務及び業務の明確化

ロ 保全情報管理責任者及びその他の情報取扱者の責務及び業務を明確にすること。

(規定の意義)

- 本規定は、保全情報管理責任者の具体的な役割をあらかじめ明確化しておくことに加え、情報取扱者について、それぞれに与えられている責務及び業務を明確にすべきことを定めています。

(運用上の留意事項)

- 情報取扱者については、それぞれの立場等に応じて、保全対象発明情報を取り扱う目的や制限を区別して定めておくことが考えられます。また、複数の部署で取り扱う場合には、各部署の役割及び責任を明確化しておくことが考えられます。
- どのような者が情報取扱者となり得るかについては、3-1を参照。
- 具体的な責務及び業務の内容については2-5の規程において定めることが考えられます。

2-3 管理簿の整備

ハ 保全指定の期間、保全情報管理責任者及びその他の情報取扱者並びにこれらであった者の氏名、実施の許可の状況その他保全対象発明情報を適正に管理するのに必要な情報を記載した管理簿を整備すること。

(規定の意義)

- 本規定は、保全対象発明情報の適正な管理に資するものとして、必要な情報を記録するための管理簿を整備すべきことを定めています。この管理簿は、指定特許出願人及び発明共有事業者が、事業者単位で作成するものです。

(運用上の留意事項)

- この管理簿は、保全情報管理責任者が管理し、記載事項に変更が生じた際は、内容を更新し、保全対象発明情報に関する履歴と最新の管理状況が常に把握できるようにしておくことが求められます。

- 管理簿の記載項目として考えられる例は、以下のとおりです（※1は必須項目、それ以外は任意項目）。

- 特許出願番号
- 特許出願人の氏名又は名称
- 発明の名称
- 保全指定の期間 ※1
- 保全情報管理責任者及び過去に保全情報管理責任者であった者の氏名※1
- 情報取扱者及び過去に情報取扱者であった者の氏名※1
- 実施の許可の状況 ※1 ※2
- 保全対象発明情報を記録している媒体の種類
- 保全対象発明情報を記録している媒体の管理担当者
- 保全対象発明情報を記録している媒体又は保全対象発明情報を化体する物件の保管場所
- 保全対象発明情報の持ち出し、複製及び製造等の履歴
- （指定特許出願人の場合）発明共有事業者の氏名又は名称、取扱いを認めた範囲及び保全情報管理責任者の氏名
- （指定特許出願人の場合）発明共有事業者の管理に関する事項
- （発明共有事業者の場合）指定特許出願人の氏名又は名称及び取扱いを認められた範囲
- （発明共有事業者の場合）指定特許出願人との連絡に関する事項
- 発明共有事業者の変更の履歴

- 保全対象発明情報の漏えい又はそのおそれの発生履歴
- 法第83条による勧告又は改善命令を受けた履歴
- その他保全対象発明情報を適切に管理するために参考となる事項

※1 内閣府令において管理簿に記載することが定められている項目です。

※2 指定特許出願人及び発明共有事業者は、保全対象発明の管理の状況を把握する必要があることから、特に保全対象発明に係る情報の流出防止に留意が必要な実施の許可申請及び許可の状況、保全対象発明の実施状況等を把握することが考えられます。また、指定特許出願人の場合は発明共有事業者による実施状況について、管理簿に記載して管理することが考えられます。

- この管理簿により、管理状況の適正を確認するとともに、定期的又は随時に管理簿の整備状況を点検することが重要です。
- 発明共有事業者の管理簿については、指定特許出願人の保全情報管理責任者が定期的又は随時に確認することも考えられます。
- 内閣府の担当者が管理簿の提示を求めることもあり得ます。
- 複数の保全対象発明を管理する場合には、相互に関連する保全対象発明などのように共通化して支障がなければ、複数の保全対象発明情報をまとめて一つの管理簿により管理することも可能です。その場合は、どの事象がどの保全対象発明に関するものなのかがわかるように記載する必要があります。
- 管理簿の形態については、事業者ごとに適した方法を選択できます。例えば、電子媒体で管理することも可能です。

2-4 営業秘密として取り扱うこと

二 保全対象発明情報を営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱うこと。

（規定の意義）

- 本規定は、指定特許出願人及び発明共有事業者が、保全対象発明情報の漏えいを防止するため、保全対象発明情報を不正競争防止法上の営業秘密として取り扱わなければならないことを定めています。

- 営業秘密として管理することにより、同法第21条所定の不正な取得、開示、使用等の違反行為に対しては、同法の罰則（法定刑の上限が懲役10年）も適用されることとなります。

（運用上の留意事項）

- 「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」をいい（不正競争防止法第2条第6項）、一般に、①秘密管理性（秘密として管理されていること）、②有用性（事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること）、及び③非公知性（公然と知られていないこと）の3要件を満たす必要があるとされています。

保全対象発明情報の場合、特許出願中かつ保全指定中ということ踏まえると、通常、②と③は満たされていると考えられるので、本規定に従い「営業秘密として取り扱う」ためには、秘密であることがわかる形で厳重に管理することが求められます。

不正競争防止法の適用を受ける営業秘密の管理として求められる具体的な管理方法などの詳細については、経済産業省から公表されている「営業秘密管理指針（平成31年1月改訂版）」なども御参照ください。

- 企業における知的財産戦略では、事業に活用しようとする発明の情報は、公開を前提とした特許出願の対象として扱うか、公開することなく自社内で管理するノウハウとして扱うかのいずれかを選択し、後者を選択した場合には営業秘密として位置付ける一方、前者を選択した場合は、営業秘密とすることを予定していないのが一般的と考えられます。

しかし、特許出願をした発明が保全指定された場合、保全指定期間中は営業秘密として位置付けることが求められます。

指定特許出願人は、このように特許出願をした発明でありながら営業秘密とするという変則的な場合が生じることについて、事業者内の必要な者に注意喚起をする必要があります。

2-5 規程の策定等

ホ 保全対象発明情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、保全対象発明情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

(規定の意義)

- 本規定は、指定特許出願人及び発明共有事業者がそれぞれ事業者内において保全対象発明情報の適正管理に関する措置を実効的に講じていく必要があるため、事業者単位で、自社における情報管理の基本的なルールを明確に示した規程を策定し、その規程の内容を情報取扱者に対して周知して実施させること、及びその規程の運用を評価し、適宜改善することを行わなければならないことを定めています。

(運用上の留意事項)

- 規程は、主に情報取扱者が当該情報を取り扱うに際して遵守すべき基本ルールであることから、指定特許出願人及び発明共有事業者は、例えば、製造等の開始に伴う新たな業務等の追加や発明共有事業者の追加など、保全対象発明状況を管理する上での状況の変化に応じて、現行の規程で対応できるかどうかを随時評価し、必要に応じて状況に適した内容に改善し、その改善を情報取扱者が認識するようにしなければなりません。

- 複数の保全対象発明を管理する事業者にあつては、共通化して支障がなければ、複数の保全対象発明に共通の適正管理規程とすることも可能です。

- 規程に盛り込む項目の例は以下のとおりです。
 - 規程の目的
 - 規程の対象となる保全対象発明
 - 規程を守らなければならない者
 - 保全情報管理責任者の選任方法並びに責務及び業務
 - 情報取扱者の範囲（種類）並びに責務及び業務
 - 管理簿の整備に関する事項
 - 情報取扱者の追加要領
 - 情報取扱者の離脱に関する事項
 - 保全対象発明情報の物理的管理要領
 - 保全対象発明情報の技術的管理要領
 - （指定特許出願人の場合）発明共有事業者の管理に関する事項
 - （発明共有事業者の場合）指定特許出願人との連絡に関する事項
 - 教育及び訓練の実施に関する事項
 - 情報漏えい等事故等発生時の対処要領
 - 情報漏えいに対する社内処分
 - 規程の改定に関する事項

2-6 発明共有事業者の規程の指定特許出願人による確認

へ 発明共有事業者がホの規程を策定し、又はこれを変更する場合にあっては、あらかじめ、指定特許出願人の確認を受けること。

(規定の意義)

- 指定特許出願人は、発明共有事業者に適正管理措置を講じさせる必要がある(法第75条第1項)、発明共有事業者は指定特許出願人の指示に従い、適正管理措置を講じなければなりません(同条第2項)。

そのため、本規定は、発明共有事業者がホの規程を策定し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ指定特許出願人の確認を受けなければならないことを定めています。

(運用上の留意事項)

- 発明共有事業者は、規程やその改正を正式決定する前に、規程やその改正の案を指定特許出願人に示し、その確認を受けなければなりません。

指定特許出願人は、提示された案を見て、当該発明共有事業者に共有する保全対象発明情報の管理ルールとして問題や不足がないかを確認し、補正の必要があると認めるときは、当該発明共有事業者に対して補正を求めることとなります。

- 実務的には、効率化の観点から、指定特許出願人が発明共有事業者に対して、あらかじめ、規程の参考例やひな形を示すという方法も考えられます。

- 指定特許出願人は、上記のとおり、発明共有事業者に適正管理措置を講じさせる義務があり(法第75条第1項)、その措置が十分に講じられていなかったことより、発明共有事業者によって保全対象発明情報が不適切に開示された場合、特許出願が却下される可能性があります(法第74条第2項、第3項)。

2-7 保全対象発明情報の漏えい等に対する事務処理体制の整備

ト 保全対象発明情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備すること。

(規定の意義)

- 本規定は、指定特許出願人及び発明共有事業者が、保全対象発明情報の漏えいやそのおそれがある事態(以下、「保全対象発明情報の漏えい等」という。)の発生を認めた場合、速やかに報告や適切な拡散防止措置を行うことができるよう、事務処

理体制を整備することを定めています。

- ここでいう「保全対象発明情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合」としては、例えば以下のような場合が考えられます。

【漏えい発生の例】

- 情報取扱者が、故意・過失を問わず、情報取扱者として承認されている者以外の者に保全対象発明情報を開示したことが判明した場合
- 所定の情報取扱者以外の役職員や部外者が保全対象発明情報を見たことが判明した場合

【漏えい発生のおそれの例】

- 保全対象発明情報を記録した文書や電子媒体を紛失し、又は文書や電磁的記録を誤送付・誤送信した場合
- 保全対象発明情報を記録した文書が特定区域外で放置されていたことが判明した場合
- 保全対象発明情報を取り扱う電子計算機が不正アクセスを受けた場合
- 情報源は不明（したがって自社からの漏えいかどうかは不明）なるも、保全対象発明と同内容の発明情報が、権限なき第三者によって保有され、あるいはインターネット上に掲載されている等の状況が判明した場合

(運用上の留意事項)

- 事務処理体制の整備の在り方として、例えば、情報取扱者は、上記のような保全対象発明情報の漏えい等の発生を認めた場合、直ちにその旨を保全情報管理責任者やその補助者に報告し、報告を受けた保全情報管理責任者等は、法人の代表者や担当役員等に所要の報告・相談をすることなどを規程等で定めておくことが考えられます。

また、保全対象発明情報の漏えいを認知した場合には速やかに拡散防止のための措置を講じ、漏えいのおそれがある事態の発生を認知した場合には速やかに流出防止の措置を講じることなどを規程等で定めておくことも考えられます。

このほか、事実関係の検証や再発防止措置の検討を行うことについて定めておくことなども考えられます。

2-8 保全対象発明情報の漏えい等の発生報告

チ 保全対象発明情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、指定特許出願人にとっては内閣総理大臣に、発明共有事業者にとっては指定特許出願人に、直ちにその旨を報告すること。

(規定の意義)

- 保全指定中に保全対象発明情報が漏えいすることは、国家の安全保障を損ないかねない事態であることから、本規定は、万が一、保全対象発明情報の漏えい等が発生したときは、その旨を発明共有事業者から指定特許出願人に、指定特許出願人から内閣総理大臣（内閣府）に、直ちに報告すべきことを定めています。

(運用上の留意事項)

- 内閣総理大臣の通報の窓口は、内閣府の担当部署になります。
- 指定特許出願人の通報の窓口としては、保全情報管理責任者が想定されますが、別の者を定めておくことも可能です。迅速かつ確実に連絡が取れるよう、第二の連絡先等も定めておくことも考えられます。
- 指定特許出願人は、自ら保全対象発明情報の漏えい等の発生を認知した場合のほか、発明共有事業者から報告を受けて認知した場合にも、直ちにその旨を内閣府の担当部署に報告しなければなりません。

3 人的管理措置

内閣府令第10条（法第75条第1項の内閣府令で定める措置）

ニ 人的な情報管理に関する措置として次に掲げるもの

- イ 情報取扱者の範囲を必要最小限にとどめること。
- ロ 情報取扱者を追加するときは、あらかじめ、その者について、保全情報管理責任者に保全対象発明情報を漏えいさせるおそれがあるか否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、保全対象発明情報を取り扱わせないこと。
- ハ 情報取扱者に対して、前号ホの規程を遵守させるための措置を講ずること。
- ニ 保全情報管理責任者に他の情報取扱者に対する必要な教育及び訓練を行わせること。

- 人的管理措置として、指定特許出願人及び発明共有事業者は、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- 情報取扱者の範囲の限定（内閣府令第10条第2号イ）
- 情報取扱者の追加（同号ロ）
- 情報取扱者の規程遵守（同号ハ）
- 情報取扱者への教育及び訓練（同号ニ）

3-1 情報取扱者の範囲の限定

イ 情報取扱者の範囲は必要最小限にとどめること。

（規定の意義）

- 本規定は、保全対象発明情報を適切に管理するため、いわゆる「Need To Knowの原則」に基づき、情報取扱者の範囲を必要最小限としなければならないことを定めています。

例えば、同じ部署に所属している、同じ会議に出席している等の理由だけで、本来知る必要性の乏しい者にまで保全対象発明情報を共有することは、情報管理上、適当ではありません。

また、抽象化された情報を知っていればその任務を遂げられる者にまで技術の核心にわたる情報を共有することも情報管理上適当ではありません。

組織内であっても、情報共有は、その任務に照らし真に必要な者に限定される必要があります。

(運用上の留意事項)

- 保全指定期間中に保全対象発明情報の共有を受けることができるのは、情報取扱者のみです。

- 情報取扱者とは、保全指定期間中に、保全対象発明の内容を知らなければならない業務に就く者を言います。すなわち、業務の種類を問わず、保全対象発明の内容を知る必要がある業務に就く者は全てここでいう情報取扱者である一方、保全対象発明に関わる業務であってもその内容まで知る必要がない業務に就く者や、保全指定期前にその発明を取り扱っていたものの保全指定の時点では既にその業務から外れている者は情報取扱者に当たりません。

情報取扱者になり得る者として、例えば以下のような者が考えられます。

 - 保全対象発明の改良や応用研究、実用化の業務に従事する者（研究開発部門）
 - 保全対象発明を用いた製造の業務に従事する者（製造部門等）
 - 保全対象発明の情報管理や特許手続の業務に従事する者（管理部門・知財部門）
 - 保全対象発明に関する業務を管理・監督する役員・管理職（経営層）

- ただし、上記に該当する者を一律に情報取扱者とし、保全対象発明情報を共有するというのではなく、その任務に照らし真に必要な者、すなわち、保全対象発明の内容を知らなければその任務が適切に遂行できない者に限定する必要があります。

例えば、発明の内容にわたらない保全対象発明の存在や概要を知っていれば任務を遂行できる者にまで保全対象発明の内容を共有することは、適当ではありません。たとえ保全対象発明情報を取り扱う部署に所属する者であっても、保全対象発明の内容を知らなければ遂行できない業務に関与していなければ、同様です。

- 保全対象発明の内容を知らなければ遂行できない業務については、担当者数をなるべく少なくすることも、本規定の要請にかないます。

- 情報取扱者については、その全員を2－3の管理簿に記載する必要があります。異動等により情報取扱者でなくなった者についても、その把握のため、情報取扱者であった者（元情報取扱者）として、引き続き管理簿に記載する必要があります。

3-2 情報取扱者の追加

ロ 情報取扱者を追加するときは、あらかじめ、その者について、保全情報管理責任者に保全対象発明情報を漏えいさせるおそれがあるか否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、保全対象発明情報を取り扱わせないこと。

(規定の意義)

- 本規定は、保全対象発明情報の漏えいを防ぐ観点から、事業者内で情報取扱者を追加しようとするときは、保全情報管理責任者がその者の漏えいリスクについてあらかじめ確認し、情報漏えいのおそれがあると認められる場合は、保全対象発明情報を取り扱わせてはならないことを定めています。

(運用上の留意事項)

- 保全対象発明情報を漏えいさせるおそれがあるか否かの確認方法としては、人事管理情報等を用いることのほか、その者をよく知る所属部署の上司からの推薦や候補者自らの誓約を得ることなども考えられます。

情報収集手段として、本人との面談、平素の活動把握等を行うことも考えられます。ただし、法令に抵触するような方法や本人のプライバシーを不当に侵害するような方法で確認することは避けなければなりません。

いずれにせよ、事業者の組織や人事管理の実情に応じ、現実的で適切な方法が採られることが求められます。

- 例えば、以下のような事情は、漏えいリスクありと認める方向に働き得ると考えられます。
 - 情報の不適切な取扱いによる内規違反歴があること
 - 秘密情報の取扱いにふさわしくない非違行為等の履歴や素行上の問題が認められること
 - 競業企業の関係者など保全対象発明情報に関心を持つ可能性のある者との不自然な接触が認められること
 - 情報の適正管理に係る誓約書の提出を合理的な理由なく拒んでいること

3-3 情報取扱者の規程遵守

ハ 情報取扱者に対して、前号ホの規程を遵守させるための措置を講ずること。

(規定の意義)

- 本規定は、保全対象発明情報の適正管理に関する規程を策定するだけでなく、その規程を情報取扱者に遵守させることが重要であることから、情報取扱者に規程を遵守させるための措置を講じるべきことを定めています。

(運用上の留意事項)

- 遵守させるための措置の具体的な内容としては、3-4の教育・訓練を行うことのほか、例えば、保全情報管理責任者等が、個々の情報取扱者や保全対象発明情報を取り扱う業務を行う部署等に対して管理状況の確認を抜き打ち的に行い、必要に応じて指導を実施することなどが考えられます。
- 情報取扱者が人事異動や退職によって情報取扱者ではなくなる場合、事前に、人事異動後又は退職後も保全指定が続く間は法第74条第1項の規定により保全対象発明の開示が禁止され、違反すれば罰則が適用される旨を説明し、必要に応じて誓約書を作成し、又は秘密保持契約を締結するなど、元情報取扱者からの情報漏えいを防ぐための措置を講じることが考えられます。
- 違反行為を見過ごさず、監督者を含め、処分や指導等の毅然とした対応をとることも、規程を遵守させる上で重要です。些細な違反として見過ごすことが常態化すれば、規程遵守の意識は低下します。その前提として、規程の内容を明確かつ現実的に遵守可能なものとすることも重要です。

3-4 情報取扱者への教育及び訓練

ニ 保全情報管理責任者に他の情報取扱者に対する必要な教育及び訓練を行わせること。

(規定の意義)

- 本規定は、保全対象発明情報の適正管理のため、保全情報管理責任者において、他の情報取扱者への必要な教育及び訓練を行うべきことを定めています。
- 教育及び訓練は、保全情報管理責任者が主宰する必要がありますが、適切な者に指示して個別の項目を実施させることを妨げるものではありません。

(運用上の留意事項)

- 教育及び訓練の具体的な例として、以下のようなものが考えられます。
 - 関係法令、2-5の規程等に関する定期的な教育
 - 新たに情報取扱者となった者への新規教育

- 過去の情報漏えい事例や漏えいに至る前に発覚した事例（ヒヤリ・ハット集）などを用いた実践的な教育
- 関連法令、規程等の改正又は改定が行われた場合にその都度行う当該改正又は改定の内容の周知
- 情報の漏えいやそのおそれがある事態が発生した場合の対処要領に関する教育及び訓練

4 物理的管理措置

内閣府令第10条（法第75条第1項の内閣府令で定める措置）

三 物理的な情報管理に関する措置として次に掲げるもの

- イ 保全対象発明情報を取り扱い、又は保全対象発明情報が記録された文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）若しくは物件若しくは当該保全対象発明情報を化体する物件（以下この号において「保全対象発明情報文書等」という。）を保管する区域を特定し、その特定された区域（以下この号において「特定区域」という。）への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。
- ロ 保全対象発明情報文書等の保管は、特定区域において、適切な保管設備を用いて保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講じた上で行うこと。
- ハ 新たに保全対象発明情報文書等を複製又は製作するときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめること。
- ニ 保全対象発明情報文書等を特定区域から持ち出すときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとすること。
- ホ 保全対象発明情報文書等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、保全対象発明情報文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講ずること。

- 物理的管理措置として、指定特許出願人及び発明共有事業者は、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- 取扱・保管区域の特定及び立入りの管理・制限（内閣府令第10条第3号イ）
- 保全対象発明情報文書等の保管（同号ロ）
- 保全対象発明情報文書等の複製又は製作（同号ハ）
- 保全対象発明情報文書等の持ち出し（同号ニ）
- 保全対象発明情報文書等の廃棄（同号ホ）
- その他の盗難・紛失防止措置（同号ヘ）

4-1 取扱・保管区域の特定及び立入りの管理・制限

イ 保全対象発明情報を取り扱い、又は保全対象発明情報が記録された文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）若しくは物件若しくは当該保全対象発明情報を化体する物件（以下この号において「保全対象発明情報文書等」という。）を保管する区域を特定し、その特定された区域（以下この号において「特定区域」という。）への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

（規定の意義）

- 本規定は、保全対象発明情報を常に厳格に管理して不測の流出を防止する観点から、保全対象発明情報を取り扱い又は保全対象発明情報文書等を保管することができる場所を特定区域としてあらかじめ定めなければならないこと、及び当該区域については立入りの管理及び制限をするための措置を講じなければならないことを定めています。

すなわち、保全対象発明情報は、そのようにあらかじめ定められ、かつ、適切な管理措置が施された区域において取り扱わなければならないが、それ以外の場所で取り扱うことはできません。

（運用上の留意事項）

- 特定区域は、部屋単位で定める場合のほか、建物や施設、あるいはそれらの一部区画といった単位で定めることも考えられます。いずれにせよ、当該区域が他から隔離され、そこへの立入りが厳重に管理・制限されている必要があります。
- 保全対象発明情報が記録された電磁的記録を閲覧する電子計算機の設置場所と、当該電磁的記録が保存されている記録媒体の設置場所が異なる場合には、その双方が特定区域として定められ、それぞれ立入りの管理・制限のための措置が講じられていなければなりません。
- 特定区域は、一か所に限られず、取扱業務の種類や性質等に応じて必要なだけ定めることができます。ただし、不必要に増やすのは適当でなく、保全対象発明情報の取扱いに真に必要な場所を定める必要があります。
- 特定区域は、適用する日時を限って定めることもできます。
- 特定区域は、情報漏えい防止のための措置を行える区域でなければならないが、したがって、指定特許出願人又は発明共有事業者において管理措置を実効的に講ずるこ

とができる場所又は契約等により同等の管理が担保される場所であり、かつ、他者の侵入を禁ずることのできる場所である必要があります。

そのため、例えば、情報取扱者が自宅でリモートワークを行う必要があるとして、個人の管理下にある自宅居室を特定区域として定めることは、一般的には適切ではありません。

- 特定区域にあつては、不特定多数の者が自由に出入りするような状態は許されず、「立入りの管理及び制限をするための措置」として、ICカードや生体認証を用いた電子施錠、守衛の常駐等による適切な入退管理が求められます。
また、機械警備や防犯カメラの設置、警備員の巡回、入退室記録の保存などの施錠以外の立入り管理も併せて行われると、より安全性が高まります。
- 特定区域については、情報取扱者以外の者の立入りを認めざるを得ない場合もあると考えられますが、その場合には、立入りの許可を与える対象者をできる限り限定するとともに、故意か偶然かを問わず、立入り中に保全対象発明情報が目に触れるような事態が決して生じないよう、適切な措置を講じる必要があります。
- カードキー等を配布して情報取扱者に管理させる場合、保全情報管理責任者は、定期的又は不定期に、当該カードキー等の保管状況を確認するとともに、使用しなくなった者のカードキー等を確実に回収ないし無効化する必要があります。
- 特定区域としては、指定特許出願人又は発明共有事業者が管理する場所を定めるのが原則ですが、借り上げた場所を日時限定で保全対象発明情報の取扱いに用いる場合や、クラウド事業者のサーバに電磁的記録を保管する場合のように、契約先事業者が管理する場所を特定区域として定めることも否定はされません。この場合の契約先事業者は、保全対象発明の内容を知得させる必要がない限り、発明共有事業者ではなく、単なる場所やサーバ等の管理者という位置付けになりますが、上記のとおり、当該特定区域について、契約等により指定特許出願人又は発明共有事業者自身が管理する場合と同等の管理が担保されている必要があります。なお、たとえ契約上適切な管理が担保されていても、契約先事業者の信頼性に問題がある場合や、契約先事業者以外の者の干渉を受けるおそれがある場所である場合等であれば、特定区域として適当ではありません。

4-2 保全対象発明情報文書等の保管

□ 保全対象発明情報文書等の保管は、特定区域において、適切な保管設備を用いて保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講じた上で行うこと。

(規定の意義)

- 保全対象発明情報文書等の保管は、それ自体、必ずしも保全対象発明情報の「取扱い」には当たりませんが、本規定は、保全対象発明情報を常に厳格に管理して不測の流出を防止する観点から、あらかじめ指定され、立入りの管理及び制限の措置が講じられた特定区域において保管しなければならないこととした上、さらに、二重の障壁を設ける観点から、適切な保管設備を用いて保管すべきことを定めています。

(運用上の留意事項)

- 保全対象発明情報文書等は、文書・図画に記載されている場合やUSBメモリなどの電磁的記録媒体に記録される場合だけではなく、発明を具現化した物件（外観やリバースエンジニアリングを行うことにより保全対象発明情報が判読できる保全対象発明の実施による完成品、試作品、材料など）となっている場合もあるなど、様々な形態をとることが考えられます。

そのため、「適切な保管設備」としては、一般的には、持ち運び困難かつ厳重に施錠された金庫やキャビネット等の容器が想定されますが、大きな物件など容器に収めるのに適さない物件等の場合、当該物件等への接触を防止する監視警報装置等をもって「保管設備」とみることも考えられますし、それも困難な場合には、例外的に、厳重に管理された特定区域たる部屋自体を「保管設備」とみることもできます。

- 保管設備の開閉記録が残るようにすると、より安全性が高まります。
- 保全対象発明情報文書等は、取扱いが終了したら、速やかに保管設備に戻されなければなりません。

4-3 保全対象発明情報文書等の複製又は製作

ハ 新たに保全対象発明情報文書等を複製又は製作するときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめること。

(規定の意義)

- 保全対象発明情報文書等を不必要に又は無秩序に複製・製作することは、情報漏えい防止の観点から適切ではありません。そこで、本規定は、保全対象発明情報文書等の複製又は製作については、保全情報管理責任者の承認を得なければならないこととして、保全情報管理責任者の一元的な管理下に置くとともに、その数は必要最小限にとどめなければならないことを定めています。

(運用上の留意事項)

- 保全情報管理責任者は、複製又は製作の承認の申請があった場合、複製又は製作の理由（用途や交付先を含む。）や方法（使用機器や実施場所、実施体制を含む。）を確認し、真に必要なかどうか及び情報管理上の問題がないかどうかを確認します。
なお、保全対象発明情報を化体する物件の複製又は製作が保全対象発明の実施に当たる場合は、法第73条第1項ただし書の許可を受けた実施であるかについても確認する必要があります。
- 情報取扱者の業務として、保全対象発明情報文書等の複製又は製作が定型的かつ頻繁にあるような場合などにおいては、保全管理責任者がその必要性及び情報管理上の問題がないことを確認した上で、あらかじめ、場面を限って包括的な承認を行うことは妨げません。

4-4 保全対象発明情報文書等の持ち出し

ニ 保全対象発明情報文書等を特定区域から持ち出すときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとすること。

(規定の意義)

- 保全対象発明情報文書等を特定区域から他の特定区域へ運搬する場合に、一旦特定区域外に持ち出すことはやむを得ませんが、特定区域外への持ち出し中は、情報漏えいリスクが高まる場面であることから、本規定は、特定区域からの持ち出しについては、保全情報管理責任者の承認を得なければならないこととして、保全情報

管理責任者の一元的な管理下に置くこととしています。

(運用上の留意事項)

- 保全情報管理責任者は、持ち出しの承認の申請があった場合、持ち出しの理由(目的や輸送先を含む。)や方法(運搬の手段・行程・体制や盗難・紛失防止策を含む。)を確認し、真に必要なかどうか及び情報管理上の問題がないかどうかを確認します。
- 電気通信回線を通じた電磁的記録の移送も特定区域の外を通過する際は、保全対象発明情報文書等の持ち出しに該当します。
- 情報取扱者の業務として、保全対象発明情報文書等の持ち出しが定型的かつ頻繁にあるような場合などにおいては、保全管理責任者がその必要性及び情報管理上の問題がないことを確認した上で、あらかじめ、場面を限って包括的な承認を行うことは妨げません。

4-5 保全対象発明情報文書等の廃棄

ホ 保全対象発明情報文書等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

(規定の意義)

- 保全対象発明情報文書等は、必要がなくなれば速やかに廃棄すべきであり、その際は、後から情報が読み取られないような形で確実に廃棄する必要があります。そこで、本規定は、保全対象発明情報文書等を廃棄する場合は、復元不可能な手段で行うべきことを定めています。

(運用上の留意事項)

- 「復元不可能な手段」としては、保全対象発明情報の態様に応じて、焼却、細断、溶解、破壊等が考えられます。紙を細断する場合にあっては、細断くずをつなぎ合わせて復元される可能性も念頭に、細断くずの処分方法にも留意する必要があります。
- 保全情報管理責任者が立ち会うなど複数の者がいる場で廃棄し、あるいは廃棄の記録を残すこと等で、より安全性が高まります。

4-6 その他の盗難・紛失防止措置

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、保全対象発明情報文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講ずること。

(規定の意義)

- 本規定は、4-1 から4-5 までの措置以外にも、状況に応じて、物理的な盗難・紛失防止措置を講ずべき旨を定めています。

(運用上の留意事項)

- 「盗難及び紛失を防止するための措置」として、例えば、以下のような措置が考えられます。
 - 特定区域への撮影機器・録音機器・通信機器や私物バッグ等の持ち込み禁止
 - 特定区域への入退室履歴や保全対象発明情報文書等の取り出し・アクセス履歴の保存と保全情報管理責任者によるその定期的な確認
 - 特定区域の巡回確認等による保管状況の定期的な確認
 - 特定区域への立入り許可の定期的な見直し

5 技術的管理措置

内閣府令第10条（法第75条第1項の内閣府令で定める措置）

四 技術的な情報管理に関する措置として次に掲げるもの

- イ 電子計算機において保全対象発明情報を取り扱うことができる者を限定するための措置を講ずること。
- ロ 保全対象発明情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講ずること。
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機における保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講ずること。

- 本号は、電子計算機に特化した技術的な情報管理措置について定めています。
前号の物理的管理措置の対象にも、電子計算機で処理する電磁的記録が含まれており、その保管、複製等については前号の規定に従うこととなりますが、本号は、電磁的記録には文書等の有体物とは異なる特有の流出リスクがあることに鑑み、指定特許出願人及び発明共有事業者が、次に掲げる措置も講じなければならないことを定めています。
 - 電子計算機上のアクセス制限（内閣府令第10条第4号イ）
 - 不正アクセスの防止措置（同号ロ）
 - その他電子計算機における漏えい防止措置（同号ハ）

5-1 電子計算機上のアクセス制限

- イ 電子計算機において保全対象発明情報を取り扱うことができる者を限定するための措置を講ずること。

（規定の意義）

- 本規定は、情報取扱者以外の者が故意にあるいは誤って保全対象発明情報にアクセスすることがないように、電磁的記録の領域でも、適切なアクセス権限を付与するなどして、当該情報にアクセスできる者を限定すべきことを定めています。

（運用上の留意事項）

- 「取り扱うことができる者を限定するための措置」は、本号柱書にあるとおりあくまで技術的な管理措置であり、保全対象発明情報が含まれる電磁的記録への正当

な権限者以外のアクセスを電子的に阻止する仕組みが求められます。

- 保全対象発明情報が含まれる電磁的記録へのアクセス権限は、情報取扱者の全てに一律に付与されるべきものではなく、個々の情報取扱者の業務内容や個々の電磁的記録に含まれる情報の種類などを踏まえ、「Need To Know の原則」に基づき、真に必要な範囲でアクセス権限を付与する必要があります。なお、情報システムを管理するシステム管理者等についても、その任務を遂行する上でどうしても保全対象発明の内容に触れる必要があれば、情報取扱者とした上でアクセス権限を付与することになります。
- 保全情報管理責任者は、システム管理者と連携して、保全対象発明情報の電磁的記録へのアクセスが適切に制限されているかを定期的又は不定期に確認しなければなりません。
- 人事異動や退職などに伴うアクセス権限の付与や取消については、速やかに措置できるようにシステム管理者と調整の上、手順を確立しておくことが重要です。

5-2 不正アクセスの防止措置

□ 保全対象発明情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講ずること。

（規定の意義）

- 保全対象発明情報を電気通信回線に接続している電子計算機で取り扱う場合には、電気通信回線を通じた情報流出に特に注意する必要があることから、本規定は、代表的な脅威である不正アクセス行為の防止について、措置を講ずべきことを定めています。
- 電気通信回線に接続することによる情報漏えいリスクを考えると、電気通信回線に接続しないいわゆるスタンドアローン型の電子計算機や外部や一般業務から完全に遮断された閉鎖的ネットワークを使用することが安全といえますが、現実には、利便性やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を踏まえると、既存の情報システム等を使用しなければならない場合も考えられます。そのように、ネットワークを使用した情報システムを使用する場合、事業者の情報システムの実情に

応じた十分な情報セキュリティ対策を講じる必要があります。

- 不正アクセス行為とは、他人のIDやパスワードを入力したり、プログラムの脆弱性を突くなどして、本来は利用権限がないのに不正に利用できる状態にする行為を言います。定義の詳細は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第4項を参照してください。
- なお、ウイルス感染など、不正アクセス以外による情報流出にも十分注意する必要があるところ、これについては、本号ハの「漏えいを防止するための措置」として対処することが求められます（5-3参照）。

（運用上の留意事項）

- 不正アクセス行為を防止するための措置の例として、以下のようなものが考えられます。
 - 情報取扱者を個別に識別できるようにユーザID等を付与するとともに、推測困難なパスワードを設定し、一定回数以上ログインに失敗したユーザIDを停止する等の不正なログインへの対策をすること。
 - 保全対象発明情報の管理に使用する情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録や情報システム内の保全対象発明情報へのアクセス状況（アクセス者、操作内容等）の記録の保管及び定期的な検証を実施し、疑念が生じた場合には適切な措置を講じること。
 - 情報システムの機器構成の変更や新たなソフトウェアの導入は、必要性及び安全性を十分確認の上で行うこと。
 - 電気通信回線を通じて、外部からアクセス権を有しない者が電子計算機によって保全対象発明情報にアクセスできないよう、特定の電子計算機からのみ保全対象発明情報にアクセスできるようにする、ディレクトリやファイルへのアクセス制限を設定する、保全対象発明情報の暗号化及び保全対象発明情報を保存するサーバや電子計算機をネットワークから分離するなどの措置を講じること。
 - 情報システムへのアクセスを制御するファイアウォールや不審なアクセス・通信を監視して情報システムを防御する侵入防止システム（IPS）等の適切な仕組みを導入すること。

5-3 その他電子計算機における漏えい防止措置

ハイ及び口に掲げるもののほか、電子計算機における保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講ずること。

(規定の意義)

- 保全対象発明情報を電子計算機で取り扱う場合、不正アクセス以外にも、コンピュータウイルス、スパイウェア、誤操作など様々な漏えいリスクを想定する必要があるため、本規定は、5-1及び5-2に掲げる措置以外にも漏えいを防止するための措置を講ずべきことを定めています。

(運用上の留意事項)

- 漏えいを防止するための措置の例として、以下のようなものが考えられます。
 - 誤操作による情報漏えいを防止するため、保全対象発明情報を取り扱う場合の手順等を含む操作手順書を作成し、利用者が常に確認可能な状態にすること。
 - 保全対象発明情報の管理に使用する情報システムの外部の共有ネットワーク（インターネット等）への接続は、その接続に伴うリスクから保護するため、情報システムの利用者の職務内容に応じて設定するアクセス制御の方針を定めること。やむを得ずインターネット等に接続する際にはVPN等を用いた暗号化や、公衆無線LANを用いない等の対策を講じること。
 - 保全対象発明情報の取扱いに使用する情報システム及び保全対象発明情報を保存する記録媒体は、最新の状態に更新したウイルス対策ソフトウェア等を用いてコンピュータウイルス、スパイウェア等から保護すること。
 - 記録媒体に保全対象発明情報が保存されている場合、保守及び点検の記録、持ち出しの記録、データ消去や記録媒体廃棄の記録、セキュリティパッチの状況等を2-3の管理簿に記載すること。
 - 保全対象発明情報の管理に使用する情報システムを構成する機器は、不要なネットワークポート、USBポート、シリアルポートを物理的に閉塞すること等当該機器に記録媒体を接続することによる保全対象発明情報の流出を防止する措置を講じること。
 - 保全対象発明情報の管理に使用する情報システムの運用・保守・管理その他の業務を外部に委託する場合、情報漏えいリスクを考慮し、真に必要なかを検討した上で、やむを得ない場合は、次に掲げる措置を講じた上で利用すること。
 - ☞ 可能な限り、保全対象発明の内容を知得させない形で業務を行わせること（保全対象発明の内容を知得できない形の業務は保全対象発明情報の取扱

いに該当しないため、その場合、受託者は発明共有事業者には該当せず、受託者が独自に適正管理措置を講じる義務を負うものではありません。ただし、その場合においても、委託者は、自らが果たすべき適正管理措置の一環として、受託者において情報漏えい防止のための管理としてどのような措置が講じられているのかを確認するなどの措置を講じる必要があります。)

- ☞ 外部委託に当たり、受託者が保全対象発明の内容に触れざるを得ない場合には、保全対象発明情報の取扱いを認める事業者として法第76条第1項の内閣総理大臣の承認を得ること。
- ☞ 委託契約の中で、又はこれに付随する契約において、情報保全上の要求事項を受託者に明示的に義務付けること。
- ☞ 例えば、外部クラウド業者のクラウドサービスを使用する場合であって、当該クラウド業者が保全対象発明の内容に触れる必要がない場合（すなわち発明共有事業者とはならない場合）にあつては、情報漏えい防止の観点から、クラウド業者における情報セキュリティ対策の実施状況や情報が保管されているサーバの管理状況、設置場所の相当性等を吟味して、適切なクラウド業者を選定し、かつ、必要な条件等を明示した適切な契約を締結すること（その際には、保全対象発明情報が保管されるサーバの設置場所を特定区域とすることになります。)